



1 仕事探し

(2) 仕事と在留資格

まず、あなたが日本で就職しようとしたとき、自分の在留資格で、その仕事に就くことができるかを確認することが必要です（A 在留資格1在留資格の確認 参照）。自分の在留資格に認められた活動の範囲外で、賃金などを得る場合は、地方入国管理官署で「資格外活動許可」を取得しなければなりません。許可のないアルバイトは不法就労となってしまいます（A 在留資格2-6資格外活動許可 参照）。

●在留資格一覧表

(1) 就労が可能な在留資格(16種類)

在留資格	本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	在留期間	就労
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同等の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動《外国政府の大使、公使、総領事等とその家族》	「外交活動」を行う期間	○
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務員としての活動（「外交」の項に掲げる活動を除く。）《外国政府の職員等とその家族》	「公用活動」を行う期間	○
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動《大学の教授、講師など》	3年又は1年	○

多言語生活情報



E 労働と研修

ろうどう けんしゅう
 E 労働と研修 のトップへ

ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう とうがいしよくぎょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
げいじゅつ 芸術	しゅうにゆう ともな おんがく びじゅつ ぶんがく た げいじゅつじょう かつどう 収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動 こうぎょう こう かか かつどう のぞ が か さつきよくか ちよじゅつ (「興行」の項に掲げる活動を除く。)《画家、作曲家、著述 か 家など》	ねんまた 3年又は1 ねん 年	○
しゅうきょう 宗教	がいこく しゅうきょうだんたい ほんぽう はけん しゅうきょうか おこな 外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行 ふきょう た しゅうきょうじょう かつどう がいこく しゅうきょうだんたい う布教その他の宗教上の活動《外国の宗教団体か はけん せんきょうし ら派遣される宣教師など》	ねんまた 3年又は1 ねん 年	○
ほうどう 報道	がいこく ほうどうきかん けいやく もと おこな しゅざい た ほう 外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報 どうじょう かつどう がいこく ほうどうきかん きしゃ 道上の活動《外国の報道機関の記者、カメラマンなど》	ねんまた 3年又は1 ねん 年	○
とうし けいえい 投資・経営	ほんぽう ぼうえき た じぎょう けいえい かいし も ほん 本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本 ぼう じぎょう とうし けいえい おこな も 邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行う若しくは とうがいじぎょう かんり じゅうじ また ほんぽう じぎょう 当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業 けいえい かいし がいこくじん がいこくほうじん ふく いか こう の経営を開始した外国人(外国法人を含む。以下この項にお おな も ほんぽう じぎょう とうし いて同じ。)若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している がいこくじん か けいえい おこな も とうがいじぎょう かん 外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管 り じゅうじ かつどう ほうりつ かいけいぎょうむ こう かか しかく 理に従事する活動(「法律・会計業務」の項に掲げる資格を ゆう ほうりつじょうおこな じ 有しなければ法律上行うことができないこととされている事 ぎょう けいえいも かんり じゅうじ かつどう のぞ きぎょう 業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。)《企業の けいえいしゃ かんりしゃ 経営者、管理者》	ねんまた 3年又は1 ねん 年	○
ほうりつ 法律・ かいけいぎょうむ 会計業務	がいこくほうじ むべんごし がいこくこうにんかいけいし た ほうりつじょうしかく 外国法務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を ゆう もの おこな ほうりつまた かいけい かか ぎょうむ 有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務 じゅうじ かつどう べんごし こうにんかいけいし に従事する活動《弁護士、公認会計士など》	ねんまた 3年又は1 ねん 年	○
いりょう 医療	いし しかいし た ほうりつじょうしかく ゆう もの おこな 医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととさ いりょう かか ぎょうむ じゅうじ かつどう いし しかい れている医療に係る業務に従事する活動《医師、歯科医 し やくざいし かんごし 師、薬剤師、看護師》	ねんまた 3年又は1 ねん 年	○

多言語生活情報



E 労働と研修

ろうどう けんしゅう
E 労働と研修 のトップへ

ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう とうがいしよくぎょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
けんきゅう 研究	ほんぽう こうし きかん けいやく もと けんきゅう おこな ぎょうむ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務 じゅうじ かつどう きょうじゅ こう かか かつどう のぞ せい に従事する活動(「教授」の項に掲げる活動を除く。)《政 ふかんけいきかん きぎょうとう けんきゅうしゃ 府関係機関や企業等の研究者》	ねんまた 3年又は1 ねん 年	○
きょういく 教育	ほんぽう しょうがっこう ちゅうがっこう こうとうがっこう むがっこう ろうがっこう よう 本邦の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養 ごがっこう せんしゅうがっこうまた かくしゅがっこうも せつびおよ へんせい 護学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編成に かん じゅん きょういくきかん ごがきょういく た 関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の きょういく かつどう しょう ちゅう こうこう ごがきょうし 教育をする活動《小・中・高校の語学教師など》	ねんまた 3年又は1 ねん 年	○
ぎじゅつ 技術	ほんぽう こうし きかん けいやく もと おこな りがく こうがく 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その た しぜんかがく ぶんや ぞく ぎじゅつまた ちしき よう ぎょうむ 他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務 じゅうじ かつどう きょうじゅ こう かか かつどうなら どうし に従事する活動(「教授」の項に掲げる活動並びに「投資・ けいえい こう いりょう こう きょういく こう きぎょうないてん 経営」の項、「医療」の項から「教育」の項まで、「企業内転 きん こうおよ こうぎょう こう かか かつどう のぞ きかいこうがく 勤」の項及び「興行」の項に掲げる活動を除く。)《機械工学 とう ぎじゅつしゃ 等の技術者》	ねんまた 3年又は1 ねん 年	○
じんぶんちしき 人文知識・国 さいぎょうむ 際業務	ほんぽう こうし きかん けいやく もと おこな ほうりつがく けいざい 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済 がく しゃかいがく た じんぶんかがく ぶんや ぞく ちしき ひつよう 学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要と ぎょうむまた がいこく ぶんか きぼん ゆう しこうも かんじゅ する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受 せい ひつよう ぎょうむ じゅうじ かつどう きょうじゅ こう げい 性を必要とする業務に従事する活動(「教授」の項、「芸 じゅつ こう ほうどう こうなら どうし けいえい こう きょういく 術」の項、「報道」の項並びに「投資・経営」の項から「教育」の こう きぎょうないてんきん こうおよ こうぎょう こう かか かつどう 項まで、「企業内転勤」の項及び「興行」の項に掲げる活動 のぞ きぎょう ごがきょうし つうやく を除く。)《企業の語学教師、デザイナー、通訳など》	ねんまた 3年又は1 ねん 年	○
きぎょうないてんきん 企業内転勤	ほんぽう ほんてん してん た じぎょうしょ こうし きかん がい 本邦の本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外 こく じぎょうしょ しょくいん ほんぽう じぎょうしょ きかん さだ 国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定め てんきん とうがいじぎょうしょ おこな ひょう ぎじゅつ こう て転勤して当該事業所において行うこの表の「技術」の項 また じんぶんちしき こくさいぎょうむ こう からん かか かつどう がい 又は「人文知識・国際業務」の項の下欄に掲げる活動《外 こく じぎょうしょ てんきんしゃ 国の事業所からの転勤者》	ねんまた 3年又は1 ねん 年	○

多言語生活情報



E 労働と研修

労働と研修のトップへ

ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう とうがいしよくぎょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
こうぎょう 興行	えんげき えんげい えんそう とう こうぎょう かか かつどうまた 演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はそ た げいのうかつどう とうし けいえい こう かか かつどう のぞ 他の芸能活動(「投資・経営」の項に掲げる活動を除く。) かしゅ はいゆう せんしゅ 《歌手、ダンサー、俳優、プロスポーツ選手など》	ねん つきまた 1年、6月又 つき は3月	○
ぎのう 技能	ほんぽう こうし きかん けいやく もと おこな さんぎょうじょう とく 本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特 しゅ ぶんや ぞく じゅくれん ぎのう よう ぎょうむ じゅうじ 殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する かつどう がいこくりょうり ききんぞくかこうしよくにん 活動《外国料理のコック、貴金属加工職人、パイロットなど 》	ねんまた 3年又は1 ねん 年	○

(2) 就労ができない在留資格(6種類)

ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう とうがいしよくぎょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
ぶんかかつどう 文化活動	しゅうにゆう ともな がくじゅつじょうも げいじゅつじょう かつどうまた 収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は わくにとくゆう ぶんかも ぎげい せんもんてき けんきゅう 我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を おこな も せんもんか しどう う しゅうとく かつどう 行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動 りゅうがく こう けんしゅう こう かか かつどう のぞ (「留学」の項から「研修」の項までに掲げる活動を除く。)《 にほんぶんか けんきゅうしゃ 日本文化の研究者など》	ねんまた つき 1年又は6月	×
たんきたいざい 短期滞在	ほんぽう たんきかんたいざい おこな かんこう ほうよう しんぞく 本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の ほうもん けんがく こうしゅうまた かいごう さんか ぎょうむれんらく た 訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他こ るいじ かつどう かんこう たんきしょうよう しんぞく ちじんほうもん れらに類似する活動《観光、短期商用、親族・知人訪問 など》	にち にち 90日、30日 また にち 又は15日	×
りゅうがく 留学	ほんぽう だいがくも じゅん きかん せんしゅうがっこう せんもん 本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門 かてい がいこく ねん きょういく しゅうりょう もの たい ほん 課程、外国において12年の教育を修了した者に対して本 ぼう だいがく にゅうがく きょういく おこな きかんまた こうとうせん 邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専 もんがっこう きょういく う かつどう だいがく たんきだいがく こう 門学校において教育を受ける活動《大学・短期大学・高 とうせんもんがっこうとう がくせい 等専門学校等の学生》	ねんまた 2年又は1 ねん 年	×

多言語生活情報



E 労働と研修

ろうどう けんしゅう
 E 労働と研修 のトップへ

ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう とうがいしよくぎょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
しゅうがく 就学	ほんぽう こうとうがっこうも もうがっこう ろうがっこうも ようごがっこう 本邦の高等学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の こうとうぶ せんしゅうがっこう こうとうかていも いっぱんかていまた かくしゅ 高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種 がっこう りゅうがく こう きてい きかん のぞ も せつびおよ 学校(「留学」の項に規定する機関を除く。)若しくは設備及び へんせい かん じゅん きょういくきかん きょういく う 編成に関してこれに準ずる教育機関において教育を受け かつどう こうとうがっこう せんしゅうがっこう こうとうまた いっぱんかてい どう る活動《高等学校・専修学校(高等又は一般課程)等の せいと 生徒》	ねんまた つき 1年又は6月 x	
けんしゅう 研修	ほんぽう こうし きかん う い おこな ぎじゅつ ぎのうまた 本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又 ちしき しゅうとく かつどう りゅうがく こうおよ しゅうがく こう は知識の修得をする活動(「留学」の項及び「就学」の項に かか かつどう のぞ けんしゅうせい 掲げる活動を除く。)《研修生》	ねんまた つき 1年又は6月 x	
かぞくたいざい 家族滞在	きょうじゅ ぶんか かつどう ざいりゅうしかく ざいりゅう 「教授」から「文化活動」までの在留資格をもって在留する ものまた りゅうがく しゅうがく も けんしゅう ざいりゅうしかく 者又は「留学」、「就学」若しくは「研修」の在留資格をもつ ざいりゅう もの ふよう う はいぐうしやまた こ おこな にち て在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日 じょうてき かつどう しゅうろうがいこくじんとう ふよう はいぐうしや こ 常的な活動《就労外国人等が扶養する配偶者・子》	ねん ねん 3年、2年、 ねん つきまた 1年、6月又は x つき 3月	

(3) 個々の外国人に与えられた許可の内容により就労の可否が決められる在留資格(1種類)

ざいりゅうしかく 在留資格	ほんぽう おこな かつどう とうがいしよくぎょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゅうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
とくていかつどう 特定活動	ほうむだいじん こ こ がいこくじん とく してい かつどう がい 法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動《外 こうかんとく かじ しょうにん 交官等の家事使用人、ワーキングホリデー、アマチュアスポーツ せんしゅおよ ぎのうじっしゅうせい 選手及び技能実習生など》	ねん ねん 1.3年、1年 また つき 又は6月 ねん こ 2.1年を超えな はんい ない ほう い範囲内で法 むだいじん こ 務大臣が個々 がいこくじん の外国人につ してい き いて指定する期 かん 間	○



みぶんまた ちい もと ざいりゆうしかく しゆるい
(4) 身分又は地位に基づく在留資格(4種類)

ざいりゆうしかく 在留資格	ほんほう おこな かつどう とうがいしよくぎょうれい 本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	ざいりゆうきかん 在留期間	しゅうろう 就労
えいじゆうしゃ 永住者	ほうむだいじん えいじゆう みと ほうむだいじん えいじゆう きよ 法務大臣が永住を認めるもの《法務大臣から永住の許可を受けた者》	むきげん 無期限	◎
にほんじん 日本人の はいぐうしゃとう 配偶者等	にほんじん はいぐうしゃも みんぼう めいじ ねんほうりつだい ごう だい 日本人の配偶者若しくは民法(明治29年法律第89号)第 じょう きてい とくべつようしまた にほんじん こ しゅつ 817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出 しょう もの にほんじん はいぐうしゃ じっし とくべつようし 生した者《日本人の配偶者・実子・特別養子》	ねんまた ねん 3年又は1年	◎
えいじゆうしゃ 永住者の はいぐうしゃとう 配偶者等	えいじゆうしゃ ざいりゆうしかく ざいりゆう ものも へいわじょう 永住者の在留資格をもって在留する者若しくは平和条 やくかんれんこくせきりだつしゃとうにゆうかんとくれいほう さだ とくべつえいじゆう 約関連国籍離脱者等入管特例法に定める特別永住 しゃ いか えいじゆうしゃとう そうしょう はいぐうしゃまた えいじゆう 者(以下、「永住者等」と総称する。)の配偶者又は永住 しゃとう こ ほんぼう しゅつしょう ごひ つづ ほんぼう ざいりゆう 者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留 もの えいじゆうしゃ とくべつえいじゆうしゃ はいぐうしゃおよ わくに している者《永住者・特別永住者の配偶者及び我が国 しゅつしょう ひ つづ ざいりゆう じっし で出生し引き続き在留している実子》	ねんまた ねん 3年又は1年	◎
ていじゆうしゃ 定住者	ほうむだいじん とくべつ りゆう こうりよ いったい ざいりゆうきかん してい 法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定し きよじゆう みと もの なんみん じょうやくなんみん につけい て居住を認める者《インドシナ難民、条約難民、日系3 せい がいこくじんはいぐうしゃ じっし 世、外国人配偶者の実子など》	ねんまた 1.3年又は1 ねん 年 ねん こ 2.3年を超えな はん いない い範囲内で ほうむだいじん こ 法務大臣が個 こ がいこくじん 々の外国人に してい ついて指定する きかん 期間	◎

ちゅう しゅうろう らん ひょうじないよう
(注)「就労」欄の表示内容



- しゅうろう せいげん
◎: 就 労に制 限なし
- いっていはんい しゅうろうか
○: 一 定 範 囲 で 就 労 可
- しゅうろうふ か
×: 就 労 不 可

しゅってん とうきょうがいこくじんこよう ざいりゅうしかくいちらんひょう
出 典 : 東 京 外 国 人 雇 用 サービスセンター「在 留 資 格 一 覧 表 」